

京都市市民参加推進フォーラム

平成27年度第1回 第2期京都市市民参加推進計画改訂部会 次第

日時：平成27年6月5日（金）
午後6時30分～午後8時30分
場所：職員会館かもがわ 2階大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）の構成について

（2）第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）策定に当たっての今後の進め方について

3 閉 会

【配布資料】

議題1 関連資料

- 資料1 第2期京都市市民参加推進計画 改訂の方向性（案）
- 資料2 改訂計画の構成及びポイントについて（案）
- 資料3 「第4章 推進施策」における構成の主な考え方について（案）
- 資料4 現計画の第4章・第5章の構成
- 資料5 第4章の構成イメージ

議題2 関連資料

- 資料6 今後の進め方について（案）
 - 資料7 第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）策定にあたって実施する調査（案）
- 参考資料1 第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）のイメージについて（案）
(第47回フォーラム全体会議資料)
- 参考資料2 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略中間案 概要版

第2期京都市市民参加推進計画 改訂の方向性（案）

1 社会状況の変化による新たな課題

- 全国的に少子高齢化が進む中、本市においても、平成23年から転入超過が続いていることなどにより、人口減少に一定の歯止めがかかっているものの、中長期的には人口は減少傾向が続く見込みである。
- 人口減少は、究極的には「市民生活や地域の持続、企業や大学等の存続、そして都市の存続を危うくする深刻な問題」であり、これは、人々の心のあり方や生き方等に関わる「根源的な問題」である。
- この問題は、通常の行政課題の一つとして、行政による施策のみによつて対処し得る範疇を超える問題である。
- その一方で、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、公共サービスの需要は一層幅広いものとなっている。
- こういった状況の中、現計画に掲げる「豊かで活力のある地域社会の実現」のためには、市民が強い危機感を共有し、市民自らが自治の担い手（自治の主人公）として意識し行動する「市民主導の地域づくり」を支え推進することが行政の責任としてこれまで以上に求められている。

2 改訂計画が目指すべき方向性

- そのため、今回の計画改訂に当たっては、市民参加の制度の周知や運用の工夫、市民のまちづくり活動を支援する取組の充実などの継続課題への対応はもとより、
新たな課題に対応するため、

まちづくりにおいて「市民が主体的に担う範囲」が一層拡充される

という視点が重要であり、そのために本市がすべきことを掘り下げる必要がある。
- 特に、これまで以上に多くの市民が積極的に市政運営に参加し、困難な政策課題に対しても行政と協働して立ち向かっていくこと、さらに、市民がまちづくりのより幅広い活動に関与し、さらにその活動が実を結び、継続することに重点を置いた施策を展開する必要がある。
- 改訂計画においては、本市が市民とともに市民参加の施策を力強く推進することにより、市民、NPO、企業、大学、寺社など多様な主体が、危機感や課題意識、目指すべき未来像を共有し、連携する協働のまちづくりが一層進み、協働の精神が十分に醸成された協働型社会に発展していくことを目指す。
- そういった協働社会への発展の先に、「豊かで活力ある地域社会」の実現、さらには、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」を目指す「人々の心の充足が将来にわたって持続する社会」の実現があるものと考えられる。

改訂計画の構成及びポイントについて（案）

資料2

構成		改訂のポイント
第1章 はじめに		
1 第2期計画（改訂版）の策定の目的	資料1及び今後のフォーラムでの議論等を踏まえ、記載内容を検討する。	本計画と特に関連の深い計画（地域コミュニティ活性化推進計画など）も併せて記載するなど、本市の市民参加推進の体系の全体像をよりわかりやすく記載する。
2 計画の位置づけ		
第2章 これまでの取組		
1 本市のこれまでの取組	昨年度のフォーラムでの議論、今後行う調査、今後のフォーラムでの議論等を踏まえ、成果、課題等について、修正を行う。	
2 市民参加推進フォーラムのこれまでの取組	時点修正を行う。	・現計画を踏襲しながら、資料1及び今後のフォーラムでの議論を踏まえ記載内容を検討する。 ・「まちづくりにおいて『市民が主体的に担う範囲』を一層拡充する」という趣旨の記述を加える。 ・計画により推進する主な施策等も併せて記載するなど、市民参加推進の体系の概要がわかるよう、修正する。
第3章 計画の考え方		
第4章 推進施策		・現計画の第4章、第5章について、基本方針等を明確に記載するとともに、推進施策について、再編し、整理を行った上で、記載内容についても修正する。 ・現行計画では、「第4章 推進施策」と「第5章 計画を着実に進めるための推進体制」が別の章となっているが、第5章にも推進施策が記載されているため、第5章も第4章に含めて記載する。

※現計画では第6章に事業一覧を掲載しているが、市民参加の取組は、市のほぼ全ての事業について、改訂計画における事業の記載方法については、フォーラムでの議論を踏まえ、今後検討する。

「第4章 推進施策」における構成の主な考え方について（案）

市民参加推進計画の記載内容は、市民にわかりやすいものであることはもちろんのこと、市職員が施策・事業を実施するにあたって、羅針盤的存在になるものでなくてはならない。

そのことを踏まえ、個別の施策を記載する第4章については、主に以下の考え方により構成することとする。

1 施策の分類・項目の位置づけを明確にする。

現計画において、「3つの分類」とされている「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」、「情報提供・公開と共有」を「基本方針」と位置付ける。

また、その下位項目（現計画では9項目）については、「推進施策」と位置付け、その下位に個別の施策（現計画では45施策）を位置付けることとする。

2 推進施策の記載順序は、市民参加の発展・ステップに対応させたものとする。

市民参加への興味関心の高まりを最初のステップとし、協働の精神に基づく取組が広がることを目指す。

（主なステップ）

- ①興味関心が高まり
- ②高まった関心が参加につながり
- ③参加が成果に結びつき取組が継続し
- ④協働の精神に基づく取組が広がる

＜参考 京都市市民参加推進条例第2条＞

（基本理念）

第2条 市民参加は、本市と市民との協働（自ら果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくり活動とが相まって、推進されなければならない。

3 現計画策定時から市民参加の施策の進捗が進んでいることを踏まえ、施策を統合した方がよりわかりやすいものなどについては、整理、統合を行う。

(施策統合を検討する例)

現計画において、

施策番号33は「印刷物について、様々な立場の市民に配慮した情報提供の充実」

施策番号34は「HPの見やすさ、使いやすさの向上、内容の充実」について、記載されている。

現在、インターネットでの情報発信は日常的なものとなっており、様々な市民に配慮した工夫については、印刷物、HP等で共通のものであることから、この2つの施策を統合することで、施策の意義がより伝わりやすくなると思われる。

4 これまでの成果、現在の課題等を踏まえ、新たに記載すべき施策については、積極的に記載する。

現計画の第4章・第5章の構成

第4章 推進施策

1 市民の市政への参加の推進

(1) 政策・施策の形成過程の見える化（可視化）

施策番号1 施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表

(2) 市民に必要な情報を届け、たどり着く情報提供の促進

施策番号2 市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進

施策番号3 参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進

(3) 市民ニーズを把握し、政策・施策に結び付ける仕組みの拡充

施策番号4 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実

施策番号5 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進

施策番号6 「課題の抽出」段階からの市民参加の取組の推進

(4) より参加しやすい審議会等の運営の促進

施策番号7 審議会等の公開の推進と運営の改善

施策番号8 審議会等の委員の公募の推進

施策番号9 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進

(5) 市政運営の各過程での参加の仕組みの充実

施策番号10 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実

施策番号11 市民と課題や思いを共有し、事業実施にいかすための取組の推進

施策番号12 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保

施策番号13 財政面からの市民の参加の促進

施策番号14 誰もが参加しやすい環境の整備

施策番号15 インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保

施策番号16 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進

施策番号17 市民の意見を施策・事業の点検・評価にいかす取組の推進

(6) 参加を担う人材育成

施策番号18 次世代の社会を担う学生などの若者や子どもが市政参加や協働を学ぶ取組の充実

施策番号19 市民参加を担う市職員の育成の推進

2 市民のまちづくり活動の活性化

(1) 地域における多様な活動主体の交流・連携の促進

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 施策番号20 | 地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進 |
| 施策番号21 | 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進とルールの確立 |
| 施策番号22 | 区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進 |
| 施策番号23 | まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実 |

(2) 自主的な活動を始めるための環境づくり

- | | |
|--------|----------------------|
| 施策番号24 | 活動につながる情報や知識を得る機会の提供 |
| 施策番号25 | 活動の拠点となる身近な活動場所の確保 |
| 施策番号26 | 活動に必要な資機材等の提供 |

(3) 市民力・地域力を高める取組への支援

- | | |
|--------|--------------------------|
| 施策番号27 | 活動に役立つ情報提供・相談等の支援 |
| 施策番号28 | 活動に関する知識・経験を深める機会や場の提供 |
| 施策番号29 | 活動を進めるために必要な人材の育成 |
| 施策番号30 | 民間の資金を活動にいかす資金の流れの仕組みづくり |
| 施策番号31 | 活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援 |

3 情報の提供・公開と共有

(1) 情報提供・公開における手法の充実

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 施策番号32 | 制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫 |
| 施策番号33 | 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実 |
| 施策番号34 | インターネットを活用した情報提供の充実 |
| 施策番号35 | コールセンター機能を活用した情報提供の推進 |
| 施策番号36 | 情報公開に関する取組の充実 |

(2) 市民の目線、動線に沿った情報提供の取組の充実

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 施策番号37 | 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実 |
| 施策番号38 | 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり |
| 施策番号39 | 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理 |

(3) 情報を共有する取組の充実

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 施策番号40 | 市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組 |
| 施策番号41 | 市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供 |

第5章 計画を着実に進めるための推進体制

- | | |
|--------|----------------------|
| 施策番号42 | 市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり |
| 施策番号43 | 分野別センターとの連携 |
| 施策番号44 | 市民参加推進フォーラムの運営 |
| 施策番号45 | 計画の進捗管理 |

第4章の構成イメージ

1 基本方針の構成

案1	案2
<p>基本方針 1 市民の市政への参加の推進</p> <p>基本方針 2 市民のまちづくり活動の活性化</p> <p>基本方針 3 計画を着実に進めるための推進体制 (考え方) 現計画の基本方針の1つである「情報の提供・公開と共有」に記載していた施策については、基本方針1及び基本方針2のそれぞれの施策と密接に結びついていることから、基本方針1及び基本方針2の中に記載する。</p>	<p>基本方針 1 市民への情報の提供・公開と共有</p> <p>基本方針 2 市民の市政への参加の推進</p> <p>基本方針 3 市民のまちづくり活動の活性化</p> <p>基本方針 4 計画を着実に進めるための推進体制 (考え方) 市民参加に関する「情報の提供・公開と共有」の重要性に鑑み、改訂計画においては、基本方針1として記載する。</p>

※ 基本方針の文言等については、確定したものではなく、今後の議論を踏まえ、必要に応じて変更する。

2 推進施策の構成（基本方針の下位の項目）

推進施策については、その体系をよりわかりやすくするため、市民参加の発展・ステップに対応した順序・記載に変更する。

3 構成イメージ（現計画に記載している施策で再構築した場合）

（1）案1：3つの基本方針で構成する場合

基本方針1 市民の市政への参加の推進

（推進施策1）市民の市政への興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

統合を検討	施策番号33	市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実
	施策番号34	インターネットを活用した情報提供の充実
	施策番号35	コールセンター機能を活用した情報提供の推進
	施策番号37	市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実
	施策番号39	効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理
統合を検討	施策番号40	市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組
	施策番号41	市民と市職員が課題や思いを共有し、学び合う機会の提供
	施策番号18	次世代の社会を担う学生などの若者や子どもが市政参加や協働を学ぶ取組の充実

（推進施策2）市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

統合を検討	施策番号1	施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表
	施策番号2	市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進
	施策番号3	参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進
	施策番号4	市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実
	施策番号7	審議会等の公開の推進と運営の改善
統合を検討	施策番号8	審議会等の委員の公募の推進
	施策番号9	幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進
	施策番号14	誰もが参加しやすい環境の整備
統合を検討	施策番号15	インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保
	施策番号32	制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫
	施策番号36	情報公開に関する取組の充実

（推進施策3）市政参加が成果に結びつき、継続的な参加につながる仕組みの整備

施策番号5	市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進
施策番号6	「課題の抽出」段階からの市民参加の取組の推進
施策番号10	政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実
施策番号17	市民の意見を施策・事業の点検・評価にいかす取組の推進
施策番号38	市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり

（推進施策4）市政の各分野での市民との協働の推進

施策番号11	市民と課題や思いを共有し、事業実施にいかすための取組の推進
施策番号12	事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保

施策番号13

財政面からの市民の参加の促進

施策番号16

公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進

基本方針2 市民のまちづくり活動の活性化

(推進施策5) 市民のまちづくりへの興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

統合を検討

施策番号33

市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実

施策番号34

インターネットを活用した情報提供の充実

施策番号37

市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実

施策番号39

効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理

施策番号22

区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進

施策番号23

まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実

(推進施策6) 市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

施策番号24

活動につながる情報や知識を得る機会の提供

施策番号25

活動の拠点となる身近な活動場所の確保

施策番号26

活動に必要な資機材等の提供

(推進施策7) まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

施策番号27

活動に役立つ情報提供・相談等の支援

施策番号28

活動に関する知識・経験を深める機会や場の提供

施策番号29

活動を進めるために必要な人材の育成

施策番号30

民間の資金を活動にいかす資金の流れの仕組みづくり

統合を検討

施策番号31

活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援

(推進施策8) 多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

施策番号20

地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進

施策番号21

市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進とルールの確立

基本方針3 計画を着実に進めるための推進体制

(推進施策9) 計画を着実に進めるための府内の体制・連携の強化、人材の育成

施策番号19

市民参加を担う市職員の育成の推進

施策番号42

市民参加を進めるための府内の仕組みづくり

施策番号43

分野別センターとの連携

施策番号44

市民参加推進フォーラムの運営

施策番号45

計画の進捗管理

(2) 案2：4つの基本方針で構成する場合

基本方針1 市民への情報の提供・公開と共有

(推進施策1) 市政への興味関心を高める情報提供の推進

- 統合を検討
- 施策番号33 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実
 - 施策番号34 インターネットを活用した情報提供の充実
 - 施策番号35 コールセンター機能を活用した情報提供の推進
 - 施策番号37 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実
 - 施策番号39 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理
 - 施策番号40 市職員が積極的に市民の身近な場所に出向き、情報提供を行う取組

(推進施策2) まちづくりへの興味関心を高める情報提供の推進

- 統合を検討
- 施策番号33 市政情報誌や印刷物等を活用した情報提供の充実
 - 施策番号34 インターネットを活用した情報提供の充実
 - 施策番号37 市民にとって身近で立ち寄りやすい場所での情報提供の充実
 - 施策番号39 効率的で迅速な情報提供を行うための情報の整理
 - 施策番号22 区役所の機能強化と行政区単位での取組の推進
 - 施策番号23 まちづくりに関する情報を集約した窓口の充実

(推進施策3) 市政やまちづくりの課題共有の推進

- 施策番号6 「課題の抽出」段階からの市民参加の取組の推進
- 施策番号11 市民と課題や思いを共有し、事業実施にいかすための取組の推進

(推進施策4) 情報公開の推進

- 施策番号36 情報公開に関する取組の充実

基本方針2 市民の市政への参加の推進

(推進施策5) 市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

- 統合を検討
- 施策番号1 施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表
 - 施策番号2 市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進
 - 施策番号3 参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進
 - 施策番号4 市民ニーズを的確かつ効率的に聴取する取組の充実
 - 施策番号7 審議会等の公開の推進と運営の改善
 - 施策番号8 審議会等の委員の公募の推進
 - 施策番号9 幅広い市民層からの審議会等委員への参加促進

統合を検討

 - 施策番号14 誰もが参加しやすい環境の整備
 - 施策番号15 インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保

統合を検討

 - 施策番号32 制度の周知を図るとともに、関心のある市民をつなぎとめる情報発信の工夫

(推進施策 6) 市政参加が成果に結びつき、継続的な参加につながる仕組みの整備

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 施策番号5 | 市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進 |
| 施策番号10 | 政策の形成過程における市民意見の聴取機会の充実 |
| 施策番号17 | 市民の意見を施策・事業の点検・評価にいかす取組の推進 |
| 施策番号38 | 市民の意見や提案の反映状況を明らかにする情報提供の仕組みづくり |

(推進施策 7) 市政の各分野での市民との協働の推進

- | | |
|--------|---------------------------|
| 施策番号12 | 事業の実施段階における市民や団体等の参加機会の確保 |
| 施策番号13 | 財政面からの市民の参加の促進 |
| 施策番号16 | 公の施設の管理運営への市民や団体の参加の促進 |

基本方針3 市民のまちづくり活動の活性化

(推進施策 8) 市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

- | | |
|--------|----------------------|
| 施策番号24 | 活動につながる情報や知識を得る機会の提供 |
| 施策番号25 | 活動の拠点となる身近な活動場所の確保 |
| 施策番号26 | 活動に必要な資機材等の提供 |

(推進施策 9) まちづくり活動が成果に結びつき、継続的な活動につながる仕組みの整備

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 施策番号27 | 活動に役立つ情報提供・相談等の支援 |
| 施策番号28 | 活動に関する知識・経験を深める機会や場の提供 |
| 施策番号29 | 活動を進めるために必要な人材の育成 |
| 統合を検討 | 施策番号30 民間の資金を活動にいかす資金の流れの仕組みづくり |
| | 施策番号31 活動を広げるために必要な助成・融資に関する支援 |

(推進施策 10) 多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 施策番号20 | 地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進 |
| 施策番号21 | 市民主体のまちづくり活動と行政との協働の推進とルールの確立 |

基本方針4 計画を着実に進めるための推進体制

(推進施策 11) 計画を着実に進めるための府内の体制・連携の強化、人材の育成

- | | |
|--------|----------------------|
| 施策番号19 | 市民参加を担う市職員の育成の推進 |
| 施策番号42 | 市民参加を進めるための府内の仕組みづくり |
| 施策番号43 | 分野別センターとの連携 |
| 施策番号44 | 市民参加推進フォーラムの運営 |
| 施策番号45 | 計画の進捗管理 |

今後の進め方について（案）

1 部会の再編について

平成27年度第1回市民参加推進フォーラム会議において、改訂計画について議論する2つの部会を設置する。

2つの部会は可能な限り同時に開催し、各部会終了後に、引き続きフォーラム全体会議の位置づけで全員で情報共有・確認を行う。

①市政参加・推進体制検討部会

→市政参加や庁内の推進体制に関して議論

②市民活動支援検討部会

→市民活動への支援、市民との協働に関して議論

それぞれの部会において、改訂計画の「第4章 推進施策」への記載内容を見据えながら、計画に記載すべき内容等を議論いただき、本市への提言案をまとめていただく。

2 今後のスケジュールについて（○：フォーラム ☆：事務局）

6月	○フォーラム全体会議（第1回）を開催 ・今後の進め方、部会の設置、提言のイメージ等を確認
	☆事務局において各種調査を実施し、基礎資料をまとめる。
	○各部会（引き続きフォーラム全体会議）を2～3回開催し、提言案を完成させる。
	○「市民意見を聴く場」を開催し、提言案に対する市民意見をいただく。
	○各部会（引き続きフォーラム全体会議）を開催 ・市民意見を踏まえ、提言案を修正し、提言を完成させる。
	☆改訂計画（骨子）の完成 パブリック・コメントの実施
	☆改訂計画（最終案）の完成
	○フォーラム全体会議を開催 ・改訂計画（最終案）の確認
	☆改訂計画の発行

1 京都市における「市民の市政への参加」の状況を客観的に把握するための調査

…他都市との比較で、京都市の市政参加の状況を客観的に把握する。

＜調査方法＞

○他都市調査（アンケート調査）

- ・附属機関等の公開状況
- ・附属機関等への公募委員の参画状況
- ・パブリック・コメントの実施状況
- ・「社会課題の抽出」段階で多様な主体が議論を交わすための取組の有無
(例：まちづくり100人委員会、各区の「まちづくりカフェ」事業)
- ・オープンデータの活用状況や、情報発信に留まらないICTの活用方法の有無 … など

2 京都市における「市民のまちづくり活動」の状況を客観的に把握するための調査

…「まちづくり100人委員会」委員や各区職員及びまちづくりアドバイザー等への調査、各種統計資料等の分析から、京都市の市民活動の状況を把握する。

＜調査方法＞

○「まちづくり100人委員会」委員（第4期無作為抽出委員）への調査（アンケート調査、インタビュー調査）

- ・活動のきっかけや活動の継続状況
- ・必要な情報・支援 … など

○各区の「まちづくりカフェ事業」、「区民提案・共済型まちづくり支援事業」担当職員及びまちづくりアドバイザーへの調査（アンケート調査、インタビュー調査）

- ・「まちづくりカフェ事業」…参加者数の推移、参加者層、活動の継続状況、参加者の意見・要望
- ・「区民提案・共済型まちづくり支援事業」…申請数の推移、申請団体の種別、活動内容 … など

○市民活動支援施設（市民活動総合センターを想定）来訪者への調査（アンケート調査）

- ・活動のきっかけや必要な情報・支援 … など

○協働事業の事例調査（インタビュー調査）

- ・市内で多様な主体（市民、企業・事業者、大学、寺社等）が協働している事業について、成功例、課題、必要な支援等を調べる。

○NPO法人規模調査（資料分析）

- ・市内のNPO法人の活動状況を調べる。（活動年数、活動分野の広がり等）

○京都市民寄付額推移調査（資料分析）

- ・京都市民の寄付による市民参加状況を調べる。

3 協働を進めるために必要な人材・仕組み（仕掛け、制度）の調査

…インタビュー調査等により、NPO等団体と京都市、地域団体とNPO等などをつなぎ、コーディネートする人材について、そのあり方や育成、支援の方法について検討する。また、協働を進めるために必要な仕組み（仕掛け、制度）についても検討する。

＜調査方法＞

○モデル事例調査（インタビュー調査）

- ・まちづくりのコーディネーターの役割を担っている人（右京区まちづくりコンシェルジュ、まちづくりアドバイザー等）にインタビューを行う。

第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）のイメージについて（案）

1 改定の基本的な考え方について

（1）背景と現状認識

ア 施策・事業の実施状況

第2期市民参加推進計画の目指す未来像、すなわち計画の最終年度の2020年までの目標「豊かで活力のある地域社会の実現」に向けて、同計画には45の施策を掲げました。そして、これらの施策の趣旨を実現するために、計画策定時点で想定した204の事業についてはいずれも着手し、完了（192事業）又は現在も継続的に取組を進めている（12事業）状況です。

第2期市民参加推進計画に掲げる204事業に対応する各局区事業総数	1,056事業
----------------------------------	---------

イ これまでの成果

パブリックコメントに寄せられる意見数や、市内のNPO法人数の推移などから、市政運営の様々な過程に参加する機会をいかす市民は増え、様々な社会活動に自ら参加する市民層も広がりを見せていることが推測されます。

また、未来まちづくり100人委員会や、これをモデルにした区役所のまちづくりカフェなど、まちづくり活動に参加する新たな市民層の発掘や、市民相互の協働をもたらす取組も展開され、目標到達に向けての成果は着実に積み上げられてきています。

パブリックコメント1件当たり平均意見数	⑯ 66.8件→⑯ 241.8件
---------------------	------------------

市内に主たる事務所を置くNPO法人数	⑯ 283法人→⑯ 853法人
--------------------	-----------------

未来まちづくり100人委員会1～5期の委員経験者数	延べ649名（実人数452名）
---------------------------	-----------------

まちづくりカフェ等区民交流促進事業実施の行政区	9区（北、左京、中京、東山、山科、下京、右京、西京、伏見）
-------------------------	-------------------------------

エ 目標達成に向けた継続課題

しかし、まだ市政に参加する市民は限られ、多くの市民はその機会を十分活用するに至っていません。また、自治会・町内会などの地域団体やNPOなどの市民活動団体においては、将来の活動の維持発展に悩みを抱え、未だ決め手となる解決策を見いだせていない状況であり、引き続き市民参加の制度の周知や運用の工夫、市民のまちづくり活動を支援する取組の充実、NPO、企業、大学、寺社など多様な主体が相互に連携する協働のまちづくりを今後とも引き続き力強く推進していく必要があります。

市民参加制度制度の認知と参加経験（平成22年度市政総合アンケート結果）

附属機関等委員公募	認知19.2%	経験0.4%
-----------	---------	--------

パブリックコメント	認知17.6%	経験0.6%
-----------	---------	--------

自治会・町内会の加入率（自治会・町内会アンケート結果）

平成24年度 69.8% → 平成25年度 69.6% (△0.2%)

オ 新たな課題

価値観やライフスタイルが多様化する中、公共ニーズも多様化しています。一方で、少子高齢化により人口減少が進む「縮小型社会」の到来が現実のものとなってきており、行政の深刻な財源不足が危惧される中、今後、従来の行政が中心となった公共ニーズへの対応が、ますます困難となることが予想されます。

このため、市民自らが自治の担い手として、積極的に市政運営に参加し、困難な政策課題に対しても行政と協働し立ち向かっていくこと、さらに、地域の活性化や課題解決、公共サービスの提供など、まちづくりのより幅広い活動に関与していくことを推進し、「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充していくことが重要となっています。

(2) 計画改訂の視点と考え方

計画の改訂においては、継続課題である市民参加の制度の周知や運用の工夫、市民のまちづくり活動を支援する取組の充実、NPO、企業、大学、寺社など多様な主体が相互に連携する協働のまちづくりの推進などとともに、新たな課題である、まちづくりにおいて「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充するための視点を盛り込んでいくことが必要です。

ア より多くの市民を、新たに市政やまちづくりに参加する市民の一層の拡充

現行計画では、既に市政やまちづくりに关心を持つ市民層を想定し、「参加に関する情報」の提供に関する施策が記述されていますが、より多くの市民が市政やまちづくりに参加するためには、加えて、現在の無関心層に対しても関心を呼び起こす取組が必要となります。

このためには、オープンデータの推進やICTの新たな活用等など、市政の取組や市民のまちづくりの活動の情報、更にはその契機となっている社会課題への関心を高め、課題意識を共有する取組を強化する必要があります。

イ 市民の市政参加の実感の向上と参加の範囲の拡充

市民の市政への参加が、いわゆる「要望」の実現ではなく、自治の担い手として、主体的に市政について考え、関わっていただく機会となることが必要です。またその成果が実感されることで、継続的な参加、行政との協働などのより深い参加が促進されると考えられます。

このためには、市民サービスに影響が及ぶような困難な政策課題に向き合っていく上でも、市政運営のより広い範囲に市民参加の門戸を開き、「参加できた」と市民が実感できるよう、市民と行政が課題を共有する方法、率直な意見交換を行う方法、参加の成果を市民にフィードバックする方法などを一層工夫することが必要です。

ウ 市民のまちづくり活動を継続的かつ、活動範囲の拡充

市民のまちづくり活動が継続的なものとなり、さらに発展・拡充していくためには、

活動に取り組まれる市民の高いモチベーションと、人材、資金、情報など必要な資源の双方が継続的に確保されることが必要です。

このためには、例えばビジネスとして成り立つようなお金が回る仕組みの構築支援など、従来の取組から一步踏み込んだ人材育成、資金調達、情報収集の支援を行い、まちづくり活動の自立性、さらには、担い手である市民の市民力・コミュニティ力を高めていく必要があります。

エ 多様な主体間の協働による課題への対応力の向上

行政、市民活動団体などが単独では解決が難しいまちづくりの課題に対しても、企業、大学、寺社など多様な知見やノウハウを持つ主体が集い、目的を共有し、協働して取り組むことができれば、その解決の可能性は高まります。

このためには、多様な主体間の協働のまちづくりを、市政参加、市民のまちづくり活動の発展形と位置づけ、未来まちづくり100人委員会など、これまでの取組の成果をいかし、市民と行政、市民相互、多様な主体間の協働が円滑に進み、質の高い成果につながる仕組みを構築し、困難なまちづくりの課題への対応力を向上していく必要があります。

オ 庁内推進体制の強化

市民参加推進計画に掲げる考え方が、各局区が所管する具体的な政策・施策に着実に反映されるためには、各局区が主体的に考え、組織的に実行していく仕組みを強化することが必要です。また、市民のまちづくり活動は、取り組まれるテーマ、課題に関係する行政部署が複数に跨ることの方が多く、その活性化に行政が寄与するためには、行政内部の円滑な連携も重要なポイントです。市民参加推進に係る各局区の役割と連携を強化し、合わせてこれを担う職員の人材育成を含めた推進体制の強化が必要となります。

2 改定計画の構成等について

(1) 計画の考え方（現計画第3章）

現計画に掲げる、目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会を実現します。」と、その実現のための「考え方」

- 1 制度の趣旨に沿った取組を着実に推進する
- 2 市民参加の成果を市民に広げていく
- 3 多様な主体が連携する協働のまちづくりを進める

については基本的に踏襲しながら、まちづくりにおいて「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充する趣旨の記述を加えます。

(2) 推進施策（現計画第4章）

推進施策の記述の仕方については、「市民参加の発展・深化のステップに対応する施策の並べ方が必要」、「協働を市政参加、市民のまちづくり活動の発展形として位置づける」など、これまでの議論を踏まえ、既存施策の体系の整理と新たな施策の書き込み等を行います。

具体的には、市政やまちづくりに対し、「興味・関心を高める」ための施策をまず最初に掲載し、

- ①興味関心が高まり
- ②高まった関心が参加につながり
- ③参加が成果に結びつき市民に還元され継続し
- ④協働に発展していく

という4つのステップが明らかになるよう、わかりやすく構成します。

以下、「市政参加の推進」と「市民のまちづくり活動の活性化」の2本の推進施策の柱について、施策体系の再編イメージを記述しています。

ア 市民の市政への参加の推進

○市民の市政への興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

より多くの市民に市政に参加していただくためには、まず、より多くの市民に市政に対する関心・興味を持っていただくことが必要です。

ここでは、市政広報の工夫、市政出前トーク、SNS等のインターネットツールによる情報発信の充実などの既存施策に加えて、本市が政策立案などに活用している様々な情報をわかりやすく、また活用しやすい形で提供するオープンデータの推進など、主に市民と市政や社会課題の情報を共有するための施策を記述します。

○市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

市民の関心を市政参加につなげるためには、市民ニーズにかなった参加の情報を届けることはもとより、市民それぞれの関心の程度が違うことを前提とした、軽重さまざまな参加の機会の確保が必要です。また、市民が置かれた社会的・身体的な状況によって、参加に割ける時間、託児や要約筆記などのフォローが必要であるなど、参加の前提条件が異なることなどを踏まえ、誰もが参加しやすい機会づくりに取り組むことが必要です。

ここでは、市政参加の情報を市民に伝えるための工夫や、参加の環境整備に関する施策、ICTや無作為選出会議の活用なども含めた、多様な参加の機会づくりに関する施策を記述します。

○市政参加が成果に結びつき、市民に共有され、次の参加につながる仕組みの整備

市政への市民参加がどう成果に結びついたかを具体的に「見える化」することは、市民の「参加できた」実感を高め、次の参加意欲につながるだけではなく、他の多くの市民の市政への信頼度や新たな参加につながる好循環を生むことが期待できます。また、市民サービスに影響の及ぶ困難な政策課題に取り組む場合にでも、広く市民参加の門戸を開き、市民と情報共有を図りながら適切な方法で施策・事業を推進していくことが必要です。

ここでは、課題の抽出と対応策の検討(Plan)、決定と実行(Do)、評価(Check)、評価結果のフィードバック(Action)の各段階での既存施策を記述するとともに、市民参加の成果の市民への周知方法の工夫や、政策課題について市民と京都市が意見交換する場の創出など、市民の参加実感につながる施策も記述します。

○市政の各分野での市民との協働の推進

市民の公共サービスのニーズが多様化する一方で、少子高齢化や人口減少にともない、今後行政サービスの財源の確保はますます厳しさを増していくことが予想されます。企業、大学、寺社などを含むより多くの市民との協働によらなければ、特に新しい公共ニーズへの対応が困難となっていきます。

ここでは、ボランティア、助成、委託など、本市と市民の様々な協働の形態を想定しつつ、必要な市民人材育成、資金や物品の提供などの環境整備、さらに公共施設管理など行政の専任と思われていた範囲についても市民との協働を拡充することや、協働の相手方との成果の共有など本市の協働に臨むスタンスに関する施策を記述します。

イ 市民のまちづくり活動の活性化

○市民のまちづくりへの興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

様々な社会課題に対し、問題意識を持ち、自らその解決に取り組む市民主体の活動そのものは増えていますが、まだまだ多くの市民にはその問題意識や取組が共有されていないという課題があります。また、多くの市民に認知されていないために活用されていない、埋もれた地域資源もまだまだあります。

ここでは、より多くの市民が、まちづくりに関心を持つきっかけとなる情報の共有支援に関する施策を記述します。

○市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

市民のまちづくりに対する関心の深さは様々であり、市民個々の事情によって、活動にどの程度の関わり方ができるのかも異なります。このため、まちづくりに参加できる多様な方法の情報収集と市民への提供が必要であり、さらには、まちづくりに向けられた市民の関心を、実際の活動への参加につなぐ役割を果たす場と人材の存在が重要です。

ここでは、市民がまちづくりに参加する契機となる情報提供や、機会の創出、さらに関心を具体的な活動につなげるコーディネートなど、人的支援に関する施策についても記述します。

○まちづくり活動が成果に結びつき、成果が市民に共有され、次の活動につながる仕組みの整備

市民のまちづくり活動が高い成果を生み出し、継続され、さらに参加する市民や、活動の範囲が拡充されていくことで、複雑化する社会課題の解決の可能性が広がり、合わせて市民力、コミュニティ力も向上していく好循環が期待できます。

ここでは、まちづくりをビジネスとして成り立たせるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの視点なども新たに加え、情報提供、人材育成、資金調達など、市民のまちづくり活動の継続、発展・拡充のための支援に関する施策を記述します。

○多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

社会課題の解決や、地域活性化を目指すまちづくりの成果は、様々な知見、実績、ノウハウなどの資源を有する市民相互、団体相互が協働することで、より社会的影響力が大きく、価値あるものとなる可能性があります。まちづくりにおいて、多様な主体間の協働を一層推進するためには、協働の縁を結び、適切な伴走支援を行う、コーディネート、サポートの強化が必要となります。

ここでは、本市がこれまで未来まちづくり 100 人委員会や区役所のまちづくりカフェなどで培ってきた「協働の場づくり」のノウハウをいかしつつ、協働のメリットを最大限引き出し、より一層実りある成果を生み出すための新たな取組の提案など、多様な主体間の協働を促進する施策を記述します。

(3) 推進体制（現計画第5章）

既存の取組に加え、特に以下の強化・充実を行います。

ア 各局区の市民参加推進の体制強化

各局区、所属ごとに「市民参加推進員（仮称）」を任命、年度ごとに市民参加推進目標を定めるなど、各局の計画推進体制を強化します。

イ 多様な地域課題に対応する府内外の連携の充実

地域課題解決や地域活性化などに向け、区行政推進会議等の既存の体制や、空き家問題対策のような、課題別府内プロジェクトを活用するなど、府内外の連携をより円滑に行う体制を整備します。

ウ 市民参加推進フォーラムとも連携した人材育成の強化

「市民参加推進員（仮称）」等を対象とした研修を、市民参加推進フォーラムと協働で実施するなど、市民参加に積極的に取り組む人材育成の取組を強化します。

「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略 中間案 概要版

未来への京都市の挑戦、京都市の使命

《本「中間案」について》

これまでに実施した市民グループや関係団体との意見交換の成果等を踏まえつつ、今後さらに寛容な意見交換等を重ねていくに際しての、議論のための「たたき台」として作成

はじめに

(人口減少社会の克服に向けた)

- 人口減少は、労働人口減少、消費市場や経済規模の縮小、生活・医療・福祉等のサービス低下などに加え、扱い手不足等による伝統文化・産業の途絶、大学の存続困難など、京都の都市特性に関わる深刻な影響も危惧される。
- こうした状況を見据え、国や市民、関係団体と危機感を共有し、人口減少社会克服に向けたさらなる取組を進めていくことが必要。

- (京都市が取り組む真の地方創生は「京都創生」)
- 人口=人の数だけでなく、かけがえのないのち、心、個性を光り輝かせている。一人一人が大切に存在である「ひと」を重視し、その生き方や心の在り方まで掘り下げ、誰もが心豊かに生き、働き、学び、暮らせる社会を実現することが大事。
 - 行政が自らの責任を果たすことは当然だが、行政主導では地方創生は実現しない。
 - 市民、地域、企業、大学等全ての主体が、いわば「チーム京都」の主力メンバーとして、自ら考案、行動し、相互に連携・協力しながら、それぞれの力を最大限に発揮

そのことに、人口減少克服・地方創生実現の成否がかかっているといえる。

「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」長期ビジョンと総合戦略について

(横断的分野別計画)

- 「はばたけ未来へ！京プラン」の未来像実現のための「人口減少社会への挑戦、東京一極集中の是正」という政策課題に対応する「横断的分野別計画」として策定。
- 「長期ビジョン…45年後（2060年）を目標とした将来展望を示す。
- 「総合戦略…今後5年間（平成27年度から平成31年度まで）の具体的な戦略を示す。

(京プラン実施計画との関係)

- 人口減少、東京一極集中等の課題に対し、特に重点的に取り組むべき施策をまとめる。
- 京プランに対して「よこ糸」を紡ぎ足す役割を果たす「横断的分野別計画」。総合戦略に掲げる施策は、相互に連携・融合させながら取り組む形に戦略的にまとめる。

(これまでの京都創生との関係 一京都創生の深化)

- 平成15年から進めてきた京都創生により、都市の品格と魅力が高まり、人口減少の一因の抑制が進むとともに、京都の文化や価値観への世界的な評価が向上。
- これまで京都創生で取り組んできた観点をより包括的に深化させて取り組む。

第1部 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」長期ビジョン（人口ビジョン）

I 人口減少に対する認識等

- 1 人口減少に対する先行的取組（これまでから人口減少に挑戦してきた京都）
 - 明治維新で人口が3分の2に激減。京都の先人は「まちづくりは人づくりから」と番組小学校の創設など50年後、100年後を見据えた取組で危機を克服。今日の京都の発展の礎に。
 - 東京中心の文化や価値観の見直しを提起し、京都の景観、伝統、文化を守り、育て、継承・発信する「京都創生」の取組を平成15年から推進。
 - また、平成22年策定の「はばたけ未来へ！京プラン」に、人口減少への対応を重視する方針を掲げ、総合的に政策を推進。
- 2 人口減少に対する基本認識と本市の現状等

- 人口減少は、労働人口の減少、消費市場や経済規模の縮小、生活・医療・福祉サービスの低下など、都市や市民生活に大きな影響を及ぼす。
- 本市人口は、京プラン策定期推計で、平成27年に143.8万人（2.2%減）と推計。しかし中長期的には減少傾向。
- 本市は市域の3/4が森林。大都市特有の課題と過疎等の問題を有する。もとより京都には、まちなか・周辺部も含めて固有の歴史・文化・魅力・個性がある。それぞれの地域特性を活かしながら課題の解決を図り、全体として調和のとれたまちづくりを進めることが重要。

II 目指すべき将来の方向～京都市の挑戦～

1 今後の人口推移

- 本市の出生率が現状の1.26のまま推移した場合、2060年には、
人口は111万人にまで減少。0～14歳の子どもの人口は10万人以下に減少。
- 生産年齢人口（15～64歳）は半減。

2 人口の将来展望等

- まずは、若い世代の就職、結婚・出産・子育てに関する希望などを把握し、市民の皆様が何を願っているかを、改めて把握し、その実現を目指すことが重要。
- 今後、結婚・出産・子育てや、学生の卒業後の進路等に関する意識などを調査し、本市の特性や社会情勢の動向も踏まえて分析。長期ビジョン（最終版）で、人口の将来展望を明らかにする。
- その他、「東京圏からの転入人口」や「観光客、留学生等の交流人口」に係る目標や、人の「数」以外の、「幸福」や「安心」等に係る目標設定についても検討。

- 以上の将来展望等を追求→「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」で目指すまちの姿」を実現。
- 千年以上磨かれてきた「日本のこころ」、東京圏とは異なる奥深い文化や価値観を大切に、一人一人が心豊かに生き、働き、学び、暮らす。同時に、国内外から人々が集い、活発に交流する。そのことを通じて、「まちの活力を支える定住・交流人口」と「人々の心の充足」が将来にわたって持続する社会

第2部 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略

く基本目標ごとの施策例へ主なものを記載 ※今後さらに、施策や実施主体の横断的連携・融合を追求

① 人々や地域のやさしさあふれる子育てしやすい環境を高め、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【施策例】(○=先行実施している現行施策、◎=新たな施策又は拡充施策の案)

○保育所待機児童ゼロの維持／○多様な幼児教育・保育の提供／◎子育て・若年層世帯の住宅支援／

◎「企業子宝率」の向上、「眞のワーキング・アゲイン」の実現を目指す京都市役所率先推進プロジェクト／

◎健常寿命の延伸を目指す市民ぐるみの健康づくり・介護予防の推進など

② 国内外から訪れ、学び、住み、交流する新たな人の流れをつくる

【施策例】(○=先行実施している現行施策、◎=新たな施策又は拡充施策の案)

○大学のまち京都の魅力を体感できる短期留学受入れ／○京都観光振興計画2020の推進／

◎「学まちコラボ事業」の一層の拡充など、学生と地域との連携によるまちづくりの推進／

◎京都への移住支援「住むなら都」支援事業／◎留学生スタディ京都市ネットワークの構築など

③ 京都の強みを活かして経済を活性化し、安定した雇用を創出する

【施策例】(○=先行実施している現行施策、◎=新たな施策又は拡充施策の案)

○ベンチャー・中小企業の成長・下支え支援策、体制の強化／○創業支援／○ケールジャパンの推進／

◎京都ソーシャル・イノベーション・センター（仮称）の設置及びソーシャルビジネス企業への支援／

◎京都観光職業体験／○京都の中小企業の魅力を知り、体感する新たなインターナシップの仕組みなど

④ 「日本のこころのふるさと」の魅力に磨きをかけ、心豊かな生き方、暮らし方を大切にする社会を築く

【施策例】(○=先行実施している現行施策、◎=新たな施策又は拡充施策の案)

○「双京構想」の推進／○「京都文化芸術プログラム2020」等の推進／

◎文化庁・観光庁移転誘致の具体的な検討と誘致構想の策定／◎「伝統産業の日」の全国拡大、法制化／

◎「日本のこころ」を受け継ぐ人材育成基金」の創設など

⑤ 地域の特性を踏まえ、魅力と個性を活かし、豊かな地域コミュニティが息づくまちづくりを進める

【施策例】(○=先行実施している現行施策、◎=新たな施策又は拡充施策の案)

○都心部・周辺それぞれの地域資源を活用した個性と活力あるまちづくり／○総合的な空き家対策／

○「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の推進／○「京北地域をはじめ北部山間地域の活性化／

◎北部山間地域における農家民宿の支援など

IV 推進体制、効果検証の仕組み

○ まち・ひと・しごと・こころの創生「チーム京都」の結成

○ 都心部・周辺それぞれの地域資源を活用した個性と活力あるまちづくり／○総合的な空き家対策／

○ 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の推進／○「京北地域をはじめ北部山間地域の活性化／

◎「チーム京都」の体制を整備。実務組織として、本市職員と市民・企業社員・大学職員等が取組

を検討し、実践につなげる新たな形の「プロジェクトチーム」の設置を検討。

III 目標の実現に向けた取組

○ 行政内部において、各局・区等の枠組みを超えて組織横断的に取り組むなど、「施策や実施

○ 主体の横断的連携・融合」を基軸とすることを目指す。

○ 「中間案」では基本目標ごとに行政施策を掲げているが、「最終版」(27年度前半期策定予定)では、施策を行政主導の「縦割り」的観点でまとめるのではなく、例えば「行政施策と企業・大学等の取組の融合」や、「地域や市民グループ・企業・大学、関係機関等から、『主体的な取組案』や『行政と

○ 今後、市民グループや地域、企業・大学、関係機関等から、『主体的な取組案』や『行政との協働の取組案』などの積極的な提案を求める。

V 国、府、他の市町村等との連携

○ 個々の施策についてPDCAサイクルによる検証を実施。具体的な仕組みは、今後検討。

○ 国の財政支援、人的支援、情報支援を最大限活用。国等への提案・要望も積極的に実施。

○ 府市行政協働パネルに「地方創生パネル」を新設し、効果的な施策立案・推進につなげる。

○ 指定都市市長会、関西広域連合など連携を深め、共同プロジェクトや国への提案・要望等実施。